



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

343	随意契約の相手方の決定	（税務課）..... 1
344	和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料	（管財課）..... 8
345	救急病院の申出の撤回	（医務課）..... 9
346	救急病院の認定	（ 〃 ）..... 9
347	木材業者等の登録	（林業振興課）..... 9
348	道路の位置の指定	（都市政策課）..... 9
349	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	（港湾空港振興課）..... 10
350	和歌山下津港港湾計画の変更の概要	（港湾漁業整備課）..... 11

告 示

和歌山県告示第343号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月30日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 宮 崎 泉

1	随意契約に係る特定役務の名称及び数量		
	県税運営システム等電算処理業務 一式		
2	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地		
	和歌山県総務部総務管理局税務課		
	和歌山市小松原通一丁目1番地		
3	随意契約の相手方を決定した日		
	令和7年4月1日		
4	随意契約の相手方の氏名及び住所		
	株式会社南大阪電子計算センター		
	大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号		
5	随意契約に係る契約金額		
(1)	県税運営システム		
	ア 法人二税		
	（ア）予定申告書等入力処理	1回当たり	9,900円
	（イ）予定申告書等作成処理	1回当たり	22,100円
	（ウ）確定申告書等入力処理	1回当たり	39,600円
	（エ）確定申告書等作成処理	1回当たり	82,600円

(オ) 申告書入力特別処理	1回当たり	27,300円
(カ) 更正・決定処理	1回当たり	71,800円
(キ) 是認入力処理	1回当たり	108,500円
(ク) 月例統計処理	1回当たり	151,000円
(ケ) 交付税調作成処理	1回当たり	297,000円
(コ) 課税状況調作成処理	1回当たり	297,000円
(サ) 法人登録に関する処理	1回当たり	57,000円
(シ) 未処理法人調査に関する処理	1回当たり	74,200円
(ス) 収納マスタ更新処理	1回当たり	71,800円
(セ) オンライン処理	1回当たり	7,319円
(ソ) 予算積算資料作成処理	1回当たり	79,200円
(タ) 年報ファイル作成処理	1回当たり	29,700円
(チ) 大口法人・減免法人調査処理	1回当たり	44,500円
(ツ) 増減理由調査処理	1回当たり	26,700円
(テ) 未登録法人調査処理	1回当たり	19,800円
(ト) 国税突合処理	1回当たり	39,600円
(ナ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ニ) 外形標準課税等別表入力処理	1回当たり	47,100円
(ヌ) 外形標準課税等別表作成処理	1回当たり	32,200円
(ネ) 電子申告データ反映処理	1回当たり	99,000円
(ノ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	49,500円
イ 県民税利子割		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円

(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データ取込処理 (原始)	1回当たり	19,800円
(イ) 調定データ取込処理 (承継)	1回当たり	19,800円
(ウ) 調定データ入力処理	1回当たり	86,700円
(エ) 月例処理	1回当たり	139,000円
(オ) 課税チェックリスト作成処理	1回当たり	15,700円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1回当たり	3,600円
(ク) 総務省報告処理	1回当たり	47,467円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	44,500円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,100円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1回当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	1回当たり	4,900円
(ウ) 定例調定処理 (前期)	1回当たり	630,300円
(エ) 定例調定処理 (後期)	1回当たり	389,500円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(カ) オンライン処理	1回当たり	3,600円
(キ) 国税連携処理	1回当たり	4,900円
(ク) 申告データ台帳作成処理	1回当たり	10,000円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	27,300円
(イ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	5,000円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	5,000円
(オ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	19,800円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	42,100円
(イ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	27,300円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(ク) OCR処理	1回当たり	27,300円
(ケ) 年次処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	20,700円

ク 個人県民税

(ア) 月例処理	1回当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1回当たり	625円
(エ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	4,900円

ケ その他処理

(ア) 調定処理 (鉦区税)	1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理 (狩猟税)	1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理 (県たばこ税)	1回当たり	12,400円
(エ) 電子申告取込処理 (県たばこ税)	1回当たり	10,000円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1回当たり	625円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1件当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
(ケ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(コ) RPA作成実行機能運用	1本当たり	908,000円
(サ) RPA実行機能運用	1本当たり	248,000円
(シ) RPAシナリオ作成処理	1人日当たり	50,000円
(ス) システム再構築に伴うデータ抽出	1回当たり	1,200,000円

コ 収納管理

(ア) 消込処理	1回当たり	29,336円
(イ) 還付充当処理	1回当たり	149,760円
(ウ) 月次集計処理	1回当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1回当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	1回当たり	44,200円
(カ) 決算統計処理	1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1回当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,560円
(ケ) マスタ切り処理	1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1回当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(シ) 納付情報登録処理	1回当たり	4,783円
(ス) 仮消込反映処理	1回当たり	833円
(セ) 本消込反映処理	1回当たり	491円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1回当たり	2,014円
(タ) 延滞金月次調定処理	1回当たり	80,100円
(チ) 滞納繰越調定処理	1回当たり	81,000円
(ツ) 特別法人事業税等月次集計処理	1回当たり	19,800円

サ 滞納整理

(ア) 督促状・催告状等作成処理	1回当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知書対象リスト作成処理	1回当たり	62,000円
(ウ) 延滞金通知書作成処理	1回当たり	17,200円
(エ) 収入状況一覧表作成処理	1回当たり	42,900円

(オ) オンライン処理	1回当たり	3,600円
(カ) 不納欠損処理	1回当たり	74,200円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	1回当たり	88,200円
(ケ) 未納データベース作成処理	1回当たり	98,823円
(コ) 進行管理表用データベース作成処理	1回当たり	9,317円
(サ) 未進捗リスト用データベース作成処理	1回当たり	19,800円
(シ) マスタ切り処理	1回当たり	29,700円
(ス) 地方税法(昭和25年法律第226号)第739条の5関係処理	1回当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1回当たり	4,909円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1回当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1回当たり	2,455円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,455円
(ク) 法人データ突合処理	1回当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1回当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1回当たり	19,800円
ス メール		
(ア) 各種帳票集配送	1回当たり	190,000円
セ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円
ソ 機器管理		
(ア) サーバ機等運用(4月～6月)	1台当たり	67,490円
(イ) サーバ機等運用(7月)	1台当たり	65,040円
(ウ) サーバ機等運用(8月～3月)	1台当たり	71,270円
(エ) 端末機等運用(4月～7月)	1台当たり	12,850円
(オ) 端末機等運用(8月～3月)	1台当たり	12,980円
(カ) モバイル端末機等運用	1台当たり	6,460円
(キ) プリンタ等運用	1台当たり	14,300円
(ク) ネットワーク機器運用(4月～6月)	1台当たり	10,670円
(ケ) ネットワーク機器運用(7月)	1台当たり	10,410円
(コ) ネットワーク機器運用(8月～3月)	1台当たり	10,610円
(サ) サーバ機等保守(4月～6月)	1台当たり	31,410円
(シ) サーバ機等保守(7月)	1台当たり	32,300円
(ス) サーバ機等保守(8月～3月)	1台当たり	17,550円
(セ) 端末機等保守(4月～7月)	1台当たり	2,240円
(ソ) 端末機等保守(8月～3月)	1台当たり	2,270円
(タ) モバイル端末機等保守	1台当たり	1,060円
(チ) プリンタ等保守	1台当たり	600円
(ツ) ネットワーク機器保守(4月～6月)	1台当たり	800円
(テ) ネットワーク機器保守(7月～3月)	1台当たり	690円

(ト) 回線運用	1回線当たり	56,800円
(ナ) 付属機器運用	1個当たり	14,250円
(ニ) 情報セキュリティ対策	1台当たり	614,000円
(ヌ) 休日等ホスト稼働	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1回当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1回当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1回当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1回当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連処理1	1回当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連処理2	1回当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成処理	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正処理1	1回当たり	58,500円
(キ) 分配情報修正処理2	1回当たり	25,950円
(ク) カナ情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与処理1	1回当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与処理2	1回当たり	34,600円
(サ) 車種名付与処理1	1回当たり	33,200円
(シ) 車種名付与処理2	1回当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成処理	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成処理 (個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与処理1	1回当たり	32,370円
(タ) 追加情報付与処理2	1回当たり	14,450円
(チ) 税率・郵便番号等付与処理1	1回当たり	26,430円
(ツ) 税率・郵便番号等付与処理2	1回当たり	11,580円
(テ) 課税マスタ異動処理1	1回当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動処理2	1回当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成処理	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リスト用データ作成処理	1回当たり	38,160円
(ノ) 納税者番号付与処理1	1回当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与処理2	1回当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1	1回当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2	1回当たり	38,900円
(ヘ) 自動車税環境性能割月例処理1	1回当たり	47,900円
(ホ) 自動車税環境性能割月例処理2	1回当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1回当たり	30,000円
(ミ) 軽OSSデータ反映処理	1回当たり	30,000円

(ム) 納税者番号不一致リスト作成処理	1回当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	1回当たり	67,500円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者データ作成処理	1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	13.8円
(キ) 納税通知書等データ作成処理 (バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書等データ作成処理 (バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	1回当たり	180,000円
(セ) 滞繰完納分過年度データ移行処理	1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1回当たり	5,647円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成処理1	1回当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード作成処理2	1回当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成処理 (現年及び滞繰)	1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理 (現年及び滞繰)	1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1回当たり	133,650円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成処理	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成処理	1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成処理	1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1回当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成処理	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リスト用データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理 (バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理 (バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 未納データ抽出処理	1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成処理	1件当たり	1.2円

（ク）督促状等発付前納付リスト作成処理	1回当たり	11,800円
（ケ）口座振替分データ変換処理	1回当たり	35,600円
（コ）自動車税済通年度処理	1回当たり	117,000円
（サ）電子納税確認連携処理	1回当たり	118,800円
オ 統計その他		
（ア）各種統計資料作成処理	1回当たり	119,600円
（イ）軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
（ウ）各種リスト用データ作成処理	1回当たり	119,700円
（エ）各種プルーフリスト作成処理	1回当たり	9,800円
（オ）大口リスト作成処理	1件当たり	1.8円
（カ）身体障害者減免データベース作成処理	1回当たり	12,700円
（キ）身体障害者減免未納者一覧表作成処理	1回当たり	118,400円
（ク）自動車税滞納者マスタ作成処理	1回当たり	13,800円
（ケ）データコンバート等処理	1秒当たり	450円
（コ）オンライン処理	1回当たり	44,613円
（サ）課税明細データ作成処理	1回当たり	128,700円
（シ）プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車税環境性能割関係		
（ア）自動車税環境性能割データコンバート処理	1回当たり	14,800円
（イ）自動車税環境性能割オンライン処理	1回当たり	625円
（ウ）課税明細データ作成処理	1回当たり	54,400円
キ システム作成		
（ア）プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第344号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、令和7年5月1日から施行する。

令和3年和歌山県告示第466号（和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料）は、令和7年4月30日をもって廃止する。

令和7年4月30日

和歌山県知事職務代理人

和歌山県副知事 宮 崎 泉

東京都所在行政財産の土地使用料

使 用 目 的		単 位	使 用 料		
			特別区	市	町村
電柱（電話柱を含む。）、支柱、支線		1本1年につき	16,848円	2,724円	48円
水道管、ガス	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	3,000円	480円	12円

管その他の地下埋設物	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	7,524円	1,212円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	15,048円	2,436円	48円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第345号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和7年4月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 名称 嶋病院
- 2 所在地 和歌山市西仲間町1-30
- 3 失効日 令和7年4月25日

和歌山県告示第346号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年4月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 名称 嶋病院
- 2 所在地 和歌山市中之島874番地3
- 3 有効期限 令和10年4月25日

和歌山県告示第347号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和7年4月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6020			令和7.4.9	田辺市文里二丁目32番7号	株式会社ランドセル 代表取締役 中川雅也	木材	田辺市文里二丁目32番7号

和歌山県告示第348号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年4月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3684	岩出市中迫字西丁292番1の一部、里道水路	岩出市中島606番地 エム・ティ・ホーム株式会社 代表取締役 森田幸代	令和 7. 4. 15	6. 00	74. 12

和歌山県告示第349号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和7年4月30日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事 宮崎泉

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地48

9)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から146度15分15秒 1,396.87mの地点

2の地点 1の地点から90度42分19秒 0.73mの地点

3の地点 2の地点から180度41分43秒 216.02mの地点

4の地点 3の地点から90度42分04秒 0.03mの地点

5の地点 4の地点から180度41分55秒 120.34mの地点

6の地点 5の地点から270度38分26秒 0.80mの地点

(3) 面積

257.21m²

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

令和2年2月18日 和歌山県指令港空第0819001号

5 しゅん功認可年月日

令和7年4月21日

和歌山県告示第350号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和7年4月30日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1150号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について、令和10年代後半における取扱貨物量を1,920万トと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

地区名	種別	水深
北港	航路・泊地	14.0m
北港沖	泊地	12.0m
	泊地	10.0m
西浜	泊地	14.0m
	泊地	10.0m
船尾	泊地	9.0m

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名称	延長
青岸	青岸北防波堤	330m
	青岸北防波堤（2）	60m
和歌山港沖	本港沖南防波堤	1,150m

以下の防波堤を撤去する。

地区名	名称	延長
青岸	一文字防波堤	156m

(3) 係留施設計画

地区名	公共用又は 専用の別	水深	バース数又は延長	用途
北港沖	公共用	12.0m	1バース	一般船用
薬種畑	公共用	7.0m	1バース	一般船用
西浜	公共用	10.0m	4バース	一般船用
和歌山港沖	公共用	14.0m	1バース	一般船用
船尾	公共用	9.0m	1バース	一般船用

以下の係留施設を削除する。

地区名	公共用又は 専用の別	水深	バース数又は延長	用途

北港	公共用	7.5m	1バース	一般船用
北港沖	専用	14.0m	1バース	危険物船用
	専用	7.0m	1バース	一般船用
	専用	4.5m	70m	一般船用
葉種畑	公共用	10.0m	1バース	旅客船用
	公共用	3.0m	60m	旅客船用
下津	公共用	4.0m	60m	一般船用
沖山	専用	4.5m	3バース	危険物船用

(4) 臨港交通施設計画

ア 道路

地区名	名称	起点	終点	車線数
北港	臨港道路紀の川右岸線	臨港道路北港沖線	旧国道26号 (県道和歌山阪南線)	2車線
北港沖	臨港道路北港沖二号線	北港沖地区公共埠頭	臨港道路北港沖線	2車線
西浜	臨港道路西浜二号線	西浜地区公共埠頭	臨港道路西浜線	2車線
和歌山港沖	臨港道路和歌山港沖線	和歌山港沖地区公共埠頭	臨港道路西浜線	2車線
船尾	臨港道路船尾一号線	船尾地区公共埠頭	臨港道路毛見二号線	2車線

イ その他の施設

地区名	名称	面積
西浜	ヘリポート	1ha

以下の道路を削除する。

地区名	名称	起点	終点	車線数
葉種畑	臨港道路葉種畑埠頭線	葉種畑地区旅客船埠頭	葉種畑地区フェリー埠頭	2車線

(5) 廃棄物処理計画

以下の廃棄物埋立護岸を削除する。

地区名	廃棄物		廃棄物処理・活用用地の面積
	種類	量	
和歌山港沖	浚渫土砂、陸上残土等	560万 m ³	36ha

(6) 港湾環境整備施設計画

ア 緑地

地区名	面積
北港沖	25ha
青岸	7ha
和歌山港沖	6ha
毛見	2ha

イ 海浜

地区名	延長
毛見	735m

以下の緑地を削除する。

--	--

地区名	面積
内港	1ha
薬種畑	4ha
大崎	1ha

(7) 土地造成及び土地利用計画

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	公共 用地	合計
西脇	2	3							4
北港				418	7	4			428
北港沖	13	2		120		4	29	8	177
内港	4	4				2			9
青岸	11	1		13		2	(5) 7		(5) 33
薬種畑	1	5				4	1		11
西浜	(11) 41	(1) 80		6		12			(11) 138
雑賀崎	6			27		5	4		42
大浦	1					1			1
和歌山港沖	(13) 13	(6) 6		(7) 7		(8) 8	(6) 6		(39) 39
片男波						1	2		3
毛見	4	2	39			7	3		55
琴ノ浦	1				(1) 1				(1) 1
船尾	(2) 3			117		3			(2) 123
海南	3			48		1			51
冷水	1								1
大崎	1			23					24
下津	1	1		33					35
沖山				37					37
有田	2			169		1			171
合計	(25) 104	(6) 103	39	(7) 1,018	(1) 7	(8) 52	(11) 50	8	(57) 1,381

注1) () は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(8) その他の計画

ア 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
内港	岸壁、埠頭用地
西浜	泊地、岸壁、埠頭用地

イ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	種別	水深	バース数
北港沖	岸壁	12.0m	1バース
西浜	岸壁	10.0m	1バース
和歌山港沖	岸壁	14.0m	1バース
船尾	岸壁	9.0m	1バース

ウ 大規模地震対策施設計画

地区名	種別	水深	バース数	用途
北港沖	岸壁	12.0m	1バース	緊急物資輸送
西浜	岸壁	10.0m	1バース	幹線貨物輸送
船尾	岸壁	9.0m	1バース	緊急物資輸送

エ 橋梁の桁下空間の確保

橋梁名 (仮称)	桁下空間
西浜大橋	中央幅 幅80m 高さ N. H. H. W. L. +23m

注)N. H. H. W. L. は、略最高高潮面でありD. L. +2.13mとする。

オ 開発空間の留保

和歌山港沖地区地先については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

カ 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、和歌山港沖地区の38haの土地造成において、浚渫土砂及び建設残土の廃棄物処理を計画する。

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課